

宮城県広域火葬計画

第1 総則

1 趣旨

この計画は、「宮城県地域防災計画」（平成29年2月策定）に基づき、大規模災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、宮城県（以下「県」という。）、市町村及び火葬場設置者（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定により火葬場の経営許可を受けた者をいう。以下同じ。）が行うべき基本的事項について定めるものとする。

2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、被災市町村内の遺体の火葬を行うことが困難となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬の実施に際しては、本計画に基づき、故人に対しての尊厳と遺族の心情に十分配慮するよう行動することを基本とするものとする。

4 県、市町村及び火葬場設置者の基本的な役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、市町村等に提供するとともに、市町村、火葬場設置者、他都道府県及び国との調整等、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理を行うなど、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に調査し、市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣道県（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県をいう。以下同じ。）の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 市町村、火葬場設置者及び近隣道県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先その他必要な事項

2 広域火葬等実施体制の事前整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、(1)及び(2)に関し必要な協力等を行うものとする。

3 資機材の準備等

- (1) 市町村は、次の資機材等の確保についてあらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
 - イ 棺、ドライアイス等遺体保存のための資機材及び作業要員
 - ロ 災害発生時に使用する遺体安置所
 - ハ 災害発生時における火葬場までの遺体搬送の手段及び経路
- (2) 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、資機材及び火葬要員の確保についてあらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
- (3) 県は、棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送の応援に係る協定等をあらかじめ関係事業者又は関係団体と締結し、災害発生時に市町村及び火葬場設置者を支援する体制を整えておくものとする。

4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、自ら保有する車両又は協定を締結した葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者若しくは関係団体が保有する車両のうち、災害発生時において遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定による緊急通行車両(以下「緊急通行車両」という。)として、県公安委員会に事前に届け出るよう努めるものとする。

5 情報伝達手順等の作成

県は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村、火葬場設置者及び他都道府県との情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

6 訓練の実施等

- (1) 県は、市町村その他の関係者に対し、本計画の周知に努めるものとする。
- (2) 県は、市町村、火葬場設置者等と連携して広域火葬の訓練を随時行うよう努めるものとする。

第3 災害発生時の対応

1 県担当窓口の設置

県は、大規模災害が発生し、広域火葬が必要になると判断される場合には、直ちに、環境生活部食と暮らしの安全推進課内に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整に当たるものとする。

2 被災状況の把握

- (1) 被災市町村は、災害の発生後速やかに、区域内の死者数について把握し、県に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害の発生後速やかに、火葬場の被災状況、火葬要員の安否、火葬能力の状況及び応援の必要性等を確認し、県に報告するものとする。
- (3) 県は、被災市町村及び火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援の要請又は自ら把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定する。この場合、県は、市町村、火葬場設置者及び協定締結関係団体に、関係する市町村は住民及び葬祭業者等関係団体に対し、速やかに、その旨を周知するものとする。
- (3) 県は、(2)において広域火葬の実施を決定したときは、受入可能性のある火葬場設置者及び近隣道県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
- (4) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、協力が可能な内容について県に回答するものとする。
- (5) 県は、県内及び近隣道県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに、国に対し近隣道県以外の都府県への応援要請を依頼するものとする。
- (6) 県は、近隣道県又は国から広域火葬の応援依頼があった場合には、(2)及び(3)を準用し、対応するものとする。

4 火葬場の割振り・調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣道県等からの応援の諾否に関する回答に基づき、被災市町村ごとに応援火葬場を割振り、当該被災市町村に通知するとともに、応援の承諾のあった火葬場設置者、近隣道県等に応援要請の通知を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、遺族に対し、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限られていること、当該火葬場までの搬送が交通規制等のために困難であることなどを説明し、当該市町村が割り振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員の派遣の手配を要請するものとし、県は、要請があった場合には、他の火葬場設置者又は近隣道県に対し火葬要員の派遣を依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合は、県にそれらの手配を要請するものとし、県は、要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 遺体保存対策

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するよう努めるものとする。この場合において、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の輸送は、緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。
- (3) 県は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

- (1) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体の搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。この場合において、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体の搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。
- (3) 県は、被災市町村から遺体の搬送手段の確保要請があった場合には、関係団体等に応援・協力を依頼するものとする。

8 市町村相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬が開始された場合には、相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等の災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込みを受け付けるものとする。

1 0 埋火葬許可に係る特例的取扱

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、埋火葬許可事務の迅速な実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた特例的取扱の実施について県に協議するものとする。
- (2) 県は、市町村及び火葬場設置者から(1)の協議を受けた場合は、直ちに国に承認を求め、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

1 1 一時的な埋葬に係る取扱

- (1) 被災市町村は、広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができるものとする。
- (2) 被災市町村は、(1)により一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するものとする。
- (3) 被災市町村は、一時的な埋葬を行おうとするときは、当該埋葬を行う土地について、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により市町村長の許可を取得しなければならない。
- (4) 一時的な埋葬を行った遺体の改葬(火葬)については、広域火葬の対象とする。

1 2 引取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引取り者のない焼骨については、火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

1 3 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、広域火葬を行った日ごとに、自ら設置する火葬場における火葬件数及び被災市町村から搬入した広域火葬件数を、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

1 4 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬実績の報告から判断して支障がないと認められる場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村、火葬場設置者、近隣道県等に周知するとともに国に報告するものとする。
- (3) 被災市町村は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告するものとする。
- (4) 災害により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、広域火葬終了までの火葬の実績を取りまとめ、県に報告するものとする。

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

2 大規模な疾病の流行時等における準拠

県、市町村及び火葬場設置者は、大規模な疾病の流行時等においても、必要に応じてこの計画の定めるところを基本として対応するものとする。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。